

舞鶴市教育委員会 教育長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市教育行政の円滑な運営のため、教育長が教育委員会を代表して行う外部との交際に要する経費(以下「交際費」という。)に関し、その種類、内容、額等の他の基準及びその執行状況の公表について必要な事項について定めるものとする。

(責務)

第2条 教育長は、交際費の支出に当たっては、支出内容及び相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出額が必要最少限の金額となるよう、常に努めなければならない。

(種類及び内容)

第3条 交際費の種類は、次に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 祝 金 記念式典・行事に対するお祝いに係る支出
- (2) 弔慰金 香典、供花等に係る支出
- (3) 見舞金 病気、災害、事故等の見舞いに係る支出
- (4) 会 費 教育行政に関係の深い各種団体等が行う会議、講演会、懇親会、懇談会等以下「会議等」という)への教育長又は教育長が指名する職員の参加に係る支出
- (5) 接遇 有識者又は各種団体との意見交換又は情報収集を目的として、教育長が特に必要と認めた場合に限り設ける懇談に係る支出
- (6) その他 前各号に掲げるもののほか、教育長が教育行政の円滑な運営のため交際上特に支出する必要があると判断するものについて、社会通念上容認される範囲内で支出するもの

(交際費の額)

第4条 交際費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 祝金 1件当たり5000円
- (2) 弔慰金 別に定める額
- (3) 見舞金 1人当たり5000円
- (4) 会費 会議等の主催者が指定する額。ただし、指定がない場合は1件5000円を上限として教育長が必要と認める額
- (5) 接遇 教育長が必要と認める額
- (6) その他 教育長が必要と認める額

(公開)

第5条 教育長は、この基準に基づく交際費の執行状況を公表するものとする。

2 公表する項目は次のとおりとする。

- ① 支出項目
- ② 支出年月日
- ③ 支出金額
- ④ 支出内容。ただし、舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条第1号から第4号までに該当するものを除く。

3 第1項の規定による公表は、月末ごとに取りまとめ、翌月の15日までに行うものとする。

4 公表は、市ホームページに掲載することで行う。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

1 この基準は平成25年4月1日から適用する。

(検討)

2 教育長は、この基準による交際費の支出内容及び支出額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に応じて、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。